

日火連短信

令和5年3月20日第201号

〒106-0041
東京都港区麻布台 2-3-22 一乗寺ビル 3F
一般社団法人 日本火薬銃砲商組合連合会
専務理事 大岩 伸夫
TEL 03-5549-9041
FAX 03-5549-9042
URL <http://www.nikkaren.jp/>
E-mail : nikkaren-n.ooiwa@nikkaren.jp
info@nikkaren.jp

3月1日に警察庁より各都道府県警察宛に執務資料「火薬類の運搬に関する内閣府令の考え方等について」が、発出されました。

これは、弊会より要望していた往復運搬を可能とする運搬証明書について、内閣府令の改正を行うことなく現行の法令のままで運用できるとするもので、平成26年に発出された執務資料「火薬類の運搬に関する内閣府令解釈運用基準」の改訂版です。

別添2はこの「火薬類の運搬に関する内閣府令の考え方等について」をそのまま掲載するもので、別添3は同じ文書に今回追記された部分を下線で表示していますから、別添3で今回の追記内容を確認頂きたいと存じます。

当会からは別添4に記載のケースに円滑に対応できるようにすることを目的として要望したもので、急遽運搬証明書を取得したり、無届運搬数量の範囲内で運搬するために複数回の運搬を行ったり、複数台の車両で運搬したりすることによって事故のリスクが高くなるのを防止し、事業活動の効率化向上に繋げようとするものです。

下記の警察庁からのメールにありますが、各都道府県における運用開始は一律ではなく、詳細の運用については異なる部分も出てくると思われますので、所轄の警察署と打合せて頂き、往復運搬可能な運搬証明書の活用を図って頂くようお願い致します。

各組合長および事務局は、会員各位への周知をお願い致します。

2023/03/01 (水)

一般社団法人 日本火薬銃砲商組合連合会 見上会長 殿

お世話になっております。警察庁の森です。

本日、火薬類の運搬に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令が施行となり、公安委員会への届出を要しない硝安油剤爆薬及び含水爆薬の数量が120キログラム以下となりました。

本日まで、いろいろとご指導いただき誠にありがとうございました。

また、本日付けで、各都道府県警察にはいわゆる往復運搬の運用について執務資料を送付しております。

各都道府県警察において定めている事務処理規定等を改定する必要がある場合もあり、全国一律に運用を開始できないこともあろうかと思いますが、その運用に当たっては届出を行う警察署とよくご相談いただきたいと思います。

当該執務資料については、火薬類の運搬に携わる貴連合会の皆様にもご理解を深めていただくため送付させていただきます。

貴連合会にご加盟されている方々に周知していただければよろしいかと存じます。

なお、当庁からホームページへの公表はいたしませんので、お取り扱いご配慮頂ければ幸いです。

引き続きよろしくお願い致します。

警察庁生活安全局保安課

銃刀・危険物係

係長 森 拓朗

電話 03-3581-0141 (内線 3196)

Mail jyuki@npa.go.jp
